

条 例	規 則	備 考
<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>(平成 九年千葉県条例第 十二号)</p> <p>(改正 平成十三年千葉県条例第 二六号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県条例第 二五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県条例第 五六号)</p> <p>(改正 平成十八年千葉県条例第 二十号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県条例第 十号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県条例第 九十九号)</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第六条)</p> <p>第二章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準(第七条)</p> <p>第三章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第八条・第九条)</p> <p>第四章 特定事業の規制(第十条―第二十六条)</p> <p>第四章の二 特定事業に係る土地所有者の義務(第二十六条の二・第二十六条の三)</p> <p>第五章 雑則(第二十七条―第三十二条)</p> <p>第六章 罰則(第三十三条―第三十六条)</p> <p>附則 第一章</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為をいう。</p>	<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行期日を定める規則</p> <p>(平成九年千葉県規則第八十号)</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)附則第一項の規定により規則で定める同条例の施行期日は、平成十年一月一日とする。</p> <p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</p> <p>(平成九年千葉県規則第八十一号)</p> <p>(改正 平成十三年千葉県規則第十八号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県規則第十六号)</p> <p>(改正 平成十五年千葉県規則第十八号)</p> <p>(改正 平成十六年千葉県規則第十九号)</p> <p>(改正 平成十六年千葉県規則第三十五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県規則第二十五号)</p> <p>(改正 平成十七年千葉県規則第六十七号)</p> <p>(改正 平成十八年千葉県規則第六十号)</p> <p>(改正 平成十九年千葉県規則第八十九号)</p> <p>(改正 平成二十二年千葉県規則第二十五号)</p> <p>(改正 平成二十三年千葉県規則第四十五号)</p> <p>(改正 平成二十四年千葉県規則第十七号)</p> <p>(改正 平成二十五年千葉県規則第十九号)</p> <p>(改正 平成二十六年千葉県規則第五十五号)</p> <p>(改正 平成二十九年千葉県規則第二十一号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・ 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正</p> <p>・ 土砂等には、他法令で規定のある「廃棄物」「放射性物質」は対象外。</p> <p>・ 公有水面の埋立ては対象外原材料のたい積例。</p>

2 この条例において「特定事業」とは、土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が三千平方メートル以上であるものをいう。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

（土地所有者の責務）

第四条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

（県の責務）

第五条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するとともに、市町村が行う土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する施策の総合調整に当たるものとする。

2 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を

「土質解良プラントでの土砂」「瓦、煉瓦」などの原料となる土
・宅地造成事業、ゴルフ場の造成などにおいて事業区域内の土砂の切土盛土は対象とならない

未然に防止するため、市町村と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(市町村への支援)

第六条 県は、市町村がその地域の実情に応じて、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を十分に行うことができるように、技術的な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第二章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第七条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第三章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなつ

(安全基準)

第二条 条例第七条の安全基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

・土壌の汚染に係る環境基準について「平成三年環告四十六」に準ずる。

- ・措置命令違反は罰則あり、条例第三十三条
- ・許可事業者には取消し処分あり、条例第二十四条
- ・措置命令違反は罰則あり、条例第三十三条
- ・許可事業者には取消し処分あり、条例第二十四条

た土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第九条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

第四章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第十条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

一 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

(公共的団体の範囲)

第三条 条例第十条第一号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

一 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

二 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四号)に基づき設立された地方住宅供給公社

三 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に基づき設立された地方道路公社

・無許可で特定事業を行った者は措置命令、罰則あり、条例第二十三条、第三十三条

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）、千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するた
めに一時的に土砂等のたい積を行う事業

（特定事業に係る土地所有者等の同意）
第十条の二 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第六号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならぬ。
2 前項に定めるもののほか、前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（同項に規定する土地の所有者を除く。）の同意を得なければならぬ。

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区
六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合
七 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であつて、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして知事の認定を受けた者
2 前項第七号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（土地所有者等の同意）
第三条の二 条例第十条の二第一項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第十条の許可の申請が、条例第十一条第一項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（別記第一号様式の二）により、同条第二項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時的たい積特定事業）区域内土地使用同意書（別記第一号様式の三）によらなければならない。
2 条例第十条の二第二項（条例第十三条第一項及び条例第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。
3 条例第十条の二第二項の規定による同意は、特定事業区域内施

(許可の申請)

第十一条 第十条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定事業区域の位置及び面積

三 現場事務所（土砂等の搬入（次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置並びに当該現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名

四 特定事業区域の表土の地質の状況

五 特定事業に使用される土砂等の量

六 特定事業の期間

七 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

八 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

九 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

十 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

十一 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

工同意書（別記第一号様式の四）によらなければならない。

(許可の申請)

第四条 条例第十一条第一項に規定する申請書は、特定事業許可申請書（別記第二号様式）とする。

2 条例第十一条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）

三 申請者が条例第十二条第一項第一号へに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあつては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員（条例第十二条第一項第一号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）

四 申請者が法人である場合にあつては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

六 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し

七 特定事業場の位置図及び付近の見取図

八 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

九 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）

十 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

十一 特定事業区域の土地の公図の写し

十二 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を

・他の法令等の許認可が必要な土地（地域）の場合は、その許認可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要
・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の同意書が必要

前項の規定にかかわらず、第十条の許可を受けようとする特

条例第十一条第二項に規定する申請書は、特定事業（一時たい

- 採取した地点の位置図及び現場写真並びに第七項第二号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式。計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- 十三 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- 十四 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- 十五 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- 十六 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 十七 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他知事が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
- 十八 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- 十九 現場責任者であることを証する書面
- 二十 前条第一項に規定する特定事業区域内土地使用同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工同意書
- 二十一 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 三 条例第十一条第一項第十一号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
- 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
- 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名
- 四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

・事業施工中に災害発生を防ぐために、工事方法、工程が判明できる書類を添付すること

・別表四に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要

定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積特定事業」という。）である場合にあつては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に前条に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
二 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造）

三 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

四 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

五 特定事業に供する施設及び特定事業区域（以下「特定事業場」という。）の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造

六 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

積特定事業）許可申請書（別記第五号様式）とする。
5 条例第十一条第二項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 第二項第一号から第六号までに掲げる書類

二 第二項第七号、第十号、第十一号、第十八号及び第十九号に掲げる書類及び図面

三 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図

四 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第二項第十二号に掲げる書類及び図面

五 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

六 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となつた場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）

七 前条第一項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地の同意書及び同条第三項に規定する特定事業区域内施工の同意書

八 その他知事が必要と認める書類及び図面
6 条例第十一条第二項第七号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）

二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名

四 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

五 特定事業の期間
7 第二項第十二号及び第五項第四号の特定事業区域の表土の地質検査は、次の各号に掲げる方法によらなければならない。

・他の法令等の許認可が必要な土地（地域）の場合は、その許認可の通知書（決定書）若しくは申請書の写し等が必要

・土地所有者以外の者が特定事業を行う場合は、土地所有者の同意書が必要

一 地質検査は、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十
九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

三 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(申請の制限)

第十一条の二 第十条の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について三年を超えて申請することができない。ただし、当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第十条の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

(許可の基準)

第十二条 知事は、第十条の許可の申請が第十一条第一項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号に適合

しているときでなければ、第十条の許可をしてはならない。

一 申請者が次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ 第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

ロ 第二十四条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第二十四条第一項第三号又は第九号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ハ 第二十四条第一項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

ホ 千葉県暴力団排除条例（平成二十二年千葉県条例第四号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 個人で規則で定める使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

（条例第十二条第一項第一号ト及びチの規則で定める使用人）
第四条の二 条例第十二条第一項第一号ト及びチに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げるものの代表者であるものとする。
一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は

・暴力団員等の欠格要件は平成二十四年改正から導入

<p>リ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>二 第十条の二に規定する同意を得ていること。</p> <p>三 特定事業が三年以内に完了するものであること。</p> <p>四 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。</p> <p>五 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。</p> <p>六 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>七 第十一条第一項第八号に規定する搬入計画における特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。</p> <p>八 第十一条第一項第八号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から六月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となつていること。</p> <p>九 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。</p> <p>十 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>2 知事は、第十条の許可の申請が第十一条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第一号、第二号及び第四号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第十条の許可をしてはならない。</p> <p>一 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>二 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の</p>	<p>従たる事務所)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第五条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める構造上の基準は、別表第二に定めるとおりとする。</p>	<p>・事務所は仮設物で可能</p> <p>・表土が安全基準に適合していない場合は、許可しない</p> <p>・一時たい積特定事業の規定</p> <p>・事務所は仮設物で可能</p> <p>・表土が安全基準に適合していない場合は、許可しない</p> <p>・一時たい積特定事業の構造</p>
<p>2 条例第十二条第二項第二号の規則で定める構造上の基準は、別表第三に定めるとおりとする</p>		

<p>基準に適合するものであること。</p> <p>三 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。</p> <p>四 特定事業場使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>3 第十条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第一項第六号及び第十号並びに前項第二号の規定は、適用しない。</p>	<p>(変更の許可等)</p> <p>第十三条 第十条の許可を受けた者は、第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。</p> <p>2 第十条の許可を受けた者が第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定による命令に従って、当該許可に係る第十一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は適用しない。</p> <p>3 第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第十条の二に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更の内容及びその理由</p> <p>三 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>4 第一項の許可を受けようとする者は、第十条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して一年を超えて申請することができない。ただし、同項の許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合は、この限りでない。</p>
<p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第六条 条例第十二条第三項の規則で定めるものは、別表第四に掲げる行為とする。</p>	<p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第七条 条例第十三条第一項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更</p> <p>二 法定代理人の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更</p> <p>三 条例第十条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更</p> <p>イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員</p> <p>ロ 役員</p> <p>ハ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者</p> <p>ニ 第四条の二に規定する使用人</p> <p>四 現場事務所的位置の変更</p> <p>五 現場責任者の氏名又は職名の変更</p> <p>六 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)</p> <p>七 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更</p> <p>八 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更</p> <p>九 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵</p>
<p>・別表四に掲げる行為については、埋立て事業以外に、開発許認可の許可書の写し若しくは申請書の写しが必要</p>	<p>・無許可での変更は取消し処分罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条</p>

- 5 第一項の許可を受けようとする者は、第十条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の十分の二を超えて申請することができない。
- 6 第一項の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。
- 7 第一項の許可の基準については、前条の規定を準用する。
- 8 第十条の許可を受けた者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るとともに、第十条の第二第一項（第一項及び第二十一条の第三第一項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

- 2 の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）
- 3 条例第十三条第三項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第六号様式）とする。
- 4 条例第十三条第三項の規則で定める書類及び図面は、特定事業に係るものにあつては第一号から第七号まで、一時的に積特定事業に係るものにあつては第一号から第六号まで及び第八号に掲げるものとする。
 - 一 住民票の写し（申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
 - 二 申請者が条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）
 - 三 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - 四 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
 - 五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し
 - 六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
 - 七 第四条第二項第七号から第二十一号まで（第二十号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
 - 八 第四条第五項第二号から第八号まで（第七号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
- 4 条例第十三条第三項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所、代表者の氏名及び役員の氏名）
 - 二 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名
 - 三 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者

(許可の条件)
第十四条 第十条の許可(前条第一項及び第二十一条の三第一項の許可を含む。以下この章(次条を除く。)において同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第十条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(特定事業の着手の届出)
第十四条の二 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)
第十五条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付は、これを省略することができる。
一 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

の氏名
四 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名
五 条例第十三条第八項の規定による知事への届出は特定事業軽微変更届(別記第七号様式)を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書(別記第七号様式の二)を提出して行わなければならない。ただし、第一項第三号に掲げる者に係る知事が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。

(特定事業の着手の届出)
第七条の二 条例十四条の二の規定による届出は、特定事業着手届(別記第七号様式の三)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出)
第八条 条例第十五条の規定による届出は、土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(別記第八号様式)を提出して行わなければならない。
二 条例第十五条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第九号様式)とする。
三 条例第十五条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調査書(別記第三号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第四号様式)とする。
四 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表

・届出を怠った者は罰則あり、
条例第三十五条
・軽微変更の土地所有者へ通知は平成十五年改正で導入
・条件違反者は取消し処分あり、
条例第二十四条

・無届出者は罰則あり、
条例第三十五条

・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、
罰則あり、
条例第二十四条、
条例第三十四条
・搬入届は発生場所ごと、かつ、
五千立方メートルごとに提出

二 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

三 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のた積（次条において「一時のたい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

四 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合。

（土砂等管理台帳の作成等）

第十六条 第十条の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。

- 一 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- 二 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時たい積が行われたものである場合は、当該一時たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）
- 三 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の一日当たりの量
- 四 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第十五条第二号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（別記第九号様式の二）とする。

（土砂等管理台帳）

第八条の二 条例第十六条第一項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（別記第九号様式の三）によるものとする。

2 条例第十六条第一項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 特定事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- 二 特定事業の許可の番号
- 三 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積
- 四 特定事業の許可の期間
- 五 特定事業に使用される土砂等の量
- 六 現場責任者の氏名及び職名
- 七 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所
- 八 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名
- 九 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

・無届出者、虚偽の届出者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

<p>2 第十条の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成し、一年ごとに閉鎖しなければならない。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに掲げる事項</p> <p>二 当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の一日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>三 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>3 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前各項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を知事に報告しなければならない。</p>
<p>3 条例第十六条第二項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）（別記第九号様式（四））によるものとする。</p> <p>4 条例第十六条第二項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第二項各号（第五号を除く。）に掲げる事項</p> <p>二 特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量</p> <p>5 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第一項各号又は同条第二項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>6 条例第十六条第一項及び第二項に規定する土砂等管理台帳は、毎年三月末日をもって閉鎖しなければならない。</p> <p>7 条例第二十六条第四項に規定する土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 作成された電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>8 事業者が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。</p>	<p>第九条 条例第十六条第三項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が二月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止を</p>
<p>・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条</p>	

(地質検査等の報告)

第十七条 第十条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域（当該許可に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、当該一時たい積特定事業の特定事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。

しようとする期間の開始の日から一週間以内、特定業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（別記第十号様式）を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十六条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内（特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から一週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第二十条第三項、条例第二十一条第三項又は条例第二十一条の二第三項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（別記第十一号様式）を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第十条 条例第十七条第一項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会上、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

一 地質検査は、特定事業区域を三千平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

二 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の四地点）の土壌について行うこと。

三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第一号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに一試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあつては、知事が定めるところにより、第一号の規定により区分された複数の区域から採取された

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

土砂等を混合し、一試料とすることができる。

四 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日）に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でありたい積されている場合にあつては、地質検査は省略することができる。

（水質検査）

第十一条 条例第十七条第一項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から四月ごと（条例第二十条第一項の規定による中止の届出、同条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和四十九年環境庁告示第六十四号）に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごと（条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事の指定する職員の立会いの上、知事が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

・一通の搬入届ごとに分類して、たい積している場合は、搬入届の地質分析結果証明書があるので、省略可能

(地質検査等の報告)

第十二条 条例第十七条第一項の規定による報告は、特定事業を開始した日から四月ごとに当該四月を経過した日から一週間以内(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が別に指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書(別記第十二号様式)に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
一 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
二 第十条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(別記第三号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第四号様式)
三 第十一条の規定により採取した試料の検査試料採取調書(別記第三号様式)及び排水汚染状況測定(濃度)結果証明書(別記第十三号様式。環境計量士の発行したものに限る。)
2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第十七条第一項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一週間以内(条例第二十条第三項の規定による廃止の届出、条例第二十一条第三項の規定による完了の届出又は条例第二十一条の二第三項の規定による終了の届出を行った場合にあつては、知事が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・無報告者、虚偽の報告者は取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十四条

・縦覧させなかつた者等には取消し処分あり、条例第二十四条

(関係書類等の縦覧)

第十八条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第十六条の規定による土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第十九条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
2 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第二十条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であつて、当該中止をしようとする期間が二月未満であるときは、届け出ることを要しない。
2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
3 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の廃止をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識)

第十三条 条例第十九条第一項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(別記第十四号様式)とする。
2 条例第十九条第一項に規定する標識の記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 特定事業の許可年月日及びその番号
二 特定事業の目的
三 特定事業場の所在地
四 特定事業を行う者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
五 特定事業の許可の期間
六 特定事業場及び特定事業区域の面積
七 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時たい積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
八 現場責任者の氏名及び職名
九 特定事業場及び特定事業区域の見取図

(特定事業の廃止等に係る届出)

第十四条 条例第二十条第一項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(別記第十五号様式)を提出して行わなければならない。
2 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 特定事業の許可年月日及びその番号
二 特定事業場の位置
三 特定事業の許可の期間
四 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
五 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
六 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
七 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、一時たい積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

・違反者には取消し処分あり、
条例第二十四条

・規模縮小等により事業面積の減少する廃止は、変更許可は不要

・届出を怠った者には罰則あり、
条例第三十五条

<p>4 前項の規定による届出があったときは、第十条の許可は、その効力を失う。</p> <p>5 知事は、第三項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第一項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 条例第二十条第三項の規定による届出は、特定事業廃止届（別記第十五号様式の二）を提出して行わなければならない。</p>	
<p>（特定事業の完了等）</p> <p>第二十一条 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が完了する二月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>（特定事業の完了に係る届出）</p> <p>第十五条 条例第二十一条の規定による届出は、特定事業完了事前届（別記第十五号様式の三）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出を怠った者には罰則あり、条例第三十五条
<p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>一 特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>二 特定事業場の位置</p> <p>三 特定事業の許可の期間</p> <p>四 特定事業の完了の予定年月日</p> <p>五 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の最終段階で、表面を舗装、元々あった表土で被覆等の措置を講ずる場合は、その前に完了届を出し、確認を受けること
<p>4 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第十条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 条例第二十一条第三項の規定による届出は、特定事業完了届（別記第十六号様式）を提出して行わなければならない。</p>	

(特定事業の終了等)

- 第二十一条の二 第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の二月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならぬ。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。
- 3 第十条の許可を受けた者は、第一項の規定により当該許可に係る特定事業を終了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならぬ。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該特定事業について、第一項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第三項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

- 第二十一条の三 第十条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第十条の二に規定する同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者

(特定事業の終了に係る届出)

- 第十五条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定事業終了事前届(別記第十六号様式の二)を提出して行わなければならない。
- 2 条例第二十一条の二第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 特定事業場の位置
- 三 特定事業の許可の期間
- 四 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

- 3 条例第二十一条の二第三項の規定による届出は、特定事業終了届(別記第十六号様式の三)を提出して行わなければならない。

(譲受けの許可の申請)

- 第十五条の三 条例第二十一条の三第二項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記第十六号様式の四)とする。
- 2 条例第二十一条の三第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 申請者が県の区域内に住所を有しない者である場合にあつては、住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書)

・届出を怠つた者には罰則あり、条例第三十五条

・無許可での譲受けは取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

の氏名

- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 申請者が第十二条第一項第一号へに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）
- 四 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 二 申請者が条例第二十一条の三第四項において準用する条例第十二条第一項第一号イからリまでに該当しない者であることを誓約する書面（別記第二号様式の二）
 - 三 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し）
 - 四 申請者が法人である場合にあっては、その役員（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 六 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者（県の区域内に住所を有しない者に限る。）の住民票の写し
 - 七 特定事業場の位置図及び付近の見取図
 - 八 現場責任者であることを証する書面
 - 九 その他知事が必要と認める書類
- 3 条例第二十一条の三第二項第四号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号
- 二 譲り受けようとする特定事業の許可の期間
- 三 特定事業場の位置
- 四 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
- 五 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- 六 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名
- 七 申請者に第四条の二に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- 八 現場責任者の氏名及び職名
- 九 譲受けの理由

- 3 第一項の許可を受けようとする者は、第八条第二項若しくは第三項、第二十三条又は第二十五条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。
- 4 第一項の許可の基準については、第十二条の規定（第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）を準用する。
- 5 第一項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第十条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を継承する。

(相続等)

第二十二条 第十条の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第十条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を知事に届け出るとともに、第十条の二第一項（第十三条第一項及び前条第一項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。

(措置命令)

第二十三条 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第十条の許可を受けた者（第十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、第十条又は第十三条第一項の規定に違反して特定事

(相続等の届出)

第十六条 条例第二十二条第二項の規定による知事への届出は特定事業相続等届（別記第十七号様式）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（別記第十七号様式の二）を提出して行わなければならない。

- ・届出を怠つた者には罰則あり、条例第三十五条
- ・命令違反者には取消し処分、罰則あり、条例第二十四条、条例第三十三条

使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第二十五条 知事は、第二十条第六項、第二十一条第五項、第二十一条の二第五項又は前条第二項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第二十六条 第十条の許可を受けた者は、当該特定事業について第二十条第三項の規定による廃止の届出、第二十一条第三項の規定による完了の届出若しくは第二十一条の二第三項の規定による終了の届出をした日又は第二十四条第一項の規定による第十条の許可の取消しの通知を受けた日から三年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第三十五条第二号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 第十条の許可を受けた者は、第十六条に規定する土砂等管理台帳を同条第一項又は第二項の規定による閉鎖後三年間保存しなければならない。

4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第三十四条第四号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。

・廃止、完了、終了、取消し後にも措置命令がかかる
・命令違反者は罰則あり、条例第三十三条

・違反者は罰則あり、条例第三十五条

第四章の二 特定事業に係る土地所有者の義務

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第二十六条の二 土地の所有者は、第十条の二第一項（第十三条第一項及び第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあつては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第十一条第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては同条第二項第一号から第六号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第十条の二第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第十条の二第一項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第二十六条の三 知事は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第八条第三項に定めるもののほか、当該特定事業に係る第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなつた土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 知事は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第二十三条第一項に定めるもののほか、当該特定事業に

(土地所有者による特定事業の施工状況の把握)

第十六条の二 条例第二十六条の二第二項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月一回以上、当該施工の状況が同意に当たつて確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

・命令違反者に罰則あり、
条例第三十三条

・命令違反者に罰則あり、
条例第三十三条

係る第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができ。

第五章 雑則

(報告の徴収)

第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第二十八条の二 知事は、第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可をしようとするときは、第十二条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由（同号ホからリまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号ホに係るものに限る。以下同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第二十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第十二条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(身分を示す証明書)
第十七条 条例第二十八條第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十八号様式）とする。

・立入検査を拒むものは罰則あり、条例第三十四条

(知事への意見)

第二十八条の三 千葉県警察本部長は、特定事業を行う者について、第十二条第一項第一号ホからリまでのいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、知事が当該特定事業を行う者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(手数料)

第二十九条 第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(市町村との関係)

第三十条 市町村がその地域の実情に応じて独自に土砂等の埋立て等に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあっては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定(第五条及び第六条を除く。以下この条において同じ。)の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。

2 知事は、前項の申出があつたときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。

3 前項の告示があつたときは、この条例の規定は、同項に規定する日から当該市町村の区域においては、適用しない。

4 前項の規定によりこの条例の規定が適用されなくなった市町村の区域において現に第十条、第十三条第一項又は第二十一条

(条例の規定の適用除外の申出)

第十八条 条例第三十条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書(別記第十九号様式)を知事に提出して行わなければならない。

・千葉県証紙により納入

・当該市町村に申請すること
(千葉県市、銚子市、船橋市、木更津市、成田市、佐倉市、東金市、柏市、勝浦市、君津市、富津市、四街道市、八街市、印西市、山武市、神崎町、芝山町、大多喜町、鋸南町 平成二十九年四月一日現在)

の三第一項の規定により許可を受けて行われている特定事業については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

第三十一条 削除

(委任)

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項若しくは第三項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条又は第二十六条の三第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第十条、第十三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定に違反して特定事業を行った者

(書類等の提出)

第十九条 条例第十一条第一項及び第二項の規定による申請、条例第十三条第三項の規定による変更許可申請、条例第二十一条の三第二項の規定による譲受け許可申請、条例第十三条第八項、条例第十四条の二、条例第十五条、条例第二十条第一項及び第三項、条例第二十一条第一項及び第三項、条例第二十一条の二第二項及び第三項並びに条例第二十二條第二項の規定による届出並びに条例第十六条第三項及び条例第十七条の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、三部（特定事業区域の面積が一万平方米メートル以上である場合にあつては、四部）とする。ただし、特定事業区域が二以上の市町村の区域に存する場合にあつては、当該市町村の数に二（特定事業区域の面積が一万平方米メートル以上である場合にあつては、三）を加えた部数とする。

(関係書類等の保存)

第二十条 第八条の二第三項及び第四項の規定は、条例第二十六条第二項に規定する書類及び図面の写しの保存について準用する。この場合において、第八条の二第三項中「土砂等管理台帳」とあるのは「書類及び図面の写し」と読み替えるものとする。

- ・安全基準不適合土砂等による埋立て等に対する命令違反
- ・災害防止緊急措置命令、無許可者撤去命令、事業停止及び取消し命令、廃止等に伴う義務違反者の措置命令の違反
- ・無許可、変更無許可、譲受け無許可の者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十六条第三項、第十七条第一項若しくは第二項又は第二十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十六条第三項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかつた者

五 第二十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第八項、第十四条の二、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項又は第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六条第一項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかつた者

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

・ 土砂等搬入届を怠つた者

・ 土砂等管理台帳作成及び報告を怠つた者

・ 土砂等の量及び地質検査の報告、安全基準不適合土砂等の報告、その他の報告を怠つた者

・ 立入検査を妨害した者

・ 軽微変更の届、着手届、廃止の届、完了の届、終了の届、相続等の届を怠つた者

・ 書類の保存を怠つた者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成九年十月規則第八十号で、同十年一月一日から施行)
ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して六月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第十条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 第七条第一項の規定により規則で定めようとする場合については、知事は、この条例の施行の日前においても千葉県環境審議会の意見を聴くことができる。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

4 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第二中千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号)に基づくものの項の次に次のように加える。
(次のよう略)

附 則 (平成十三年二月二十三日条例第二十六号)
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月七日条例第二十五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は公布の日から、第五条、第六条、第三十条及び第三十一条の改正規定は平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第十条又は第十三条第一項の規定による許可(以下「既許可」という。)を受けている者は、それぞれ改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年一月一日から施行する。
(使用料及び手数料規則の一部改正)
使用料及び手数料規則(昭和三十一年千葉県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

(経過措置)

2 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の改正規定、第十一条の改正規定(「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分に限る。)及び別表第一の改正規定公布の日

二 第十条の改正規定及び第十一条の改正規定(「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」を「環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に改める部分を除く。) 平成十三年五月一日

三 別表第四の改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)の施行の日

附 則 (平成十五年三月七日規則第十六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十八条の規定による適用除外申出書の提出期限については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 前項の規定により適用除外申出書の提出を行う場合の改正後の規則の規定の適用については、第十八条中「一月前」とあるのは「二十日前」と、別記第十九号様式中「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第三十条第一項の規定により、同条例」とあるのは「千葉県土砂等の埋立て

第十条又は第十三条第一項の規定による許可を受けた者とみなす。

3 改正後の条例第十四条の二の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては、適用しない。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第二十二條第一項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であつて同条第二項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第二十一條の三及び第二十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 改正後の条例第四章の二の規定は、施行日前にされた既許可に係る特定事業については、適用しない。

6 改正後の条例第三十條第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による告示は、平成十五年四月一日前においても行うことができる。

7 （使用料及び手数料条例の一部改正）
使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表第二（第三條第二項）

特定事業許 可申請手 数	一件につき	四万八千円
料		
特定事業 変更許可申 請	一件につき	二万八千円
手数料		
特定事業 譲受許可申 請	一件につき	二万八千円
手数料		

附則（平成十七年七月二十二日条例第五十六号）
この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年三月三十日条例第二十号）
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月二十三日条例第十号）
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年千葉県条例第二十五号）附則第六項の規定により、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」とする。
附則（平成十五年八月二十九日規則第百十八号）
（施行期日）

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定（「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。）及び別表第四の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十七條の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十七條の規定により発行されたものとみなす。

3 改正後の規則別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以降に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等を使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十條の許可（条例第十三條第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五條の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするものについて、施行日以降に条例第十五條の規定による届出を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日以前に同条の規定による証明があつた

・千葉県証紙により納入

附 則（平成二十四年十二月二十一日条例第九十九号）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

とき（施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。）における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十條第五項、条例第二十一條第四項及び条例第二十一條の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十六年三月二十三日規則第十九号）
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三條第一項第一号中「雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める改正規定は公布の日から、同号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める改正規定は平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十六年六月一日規則第百三十五号）
この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年十月二十五日規則第百六十七号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十号）
1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第九
条第一項、第十条第一項各号列記以外の部分、第十一条第一項及
び第十二条第一項各号列記以外の部分の改正規定は、同年六月一
日から施行する。

（経過措置）

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）
の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災
害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第
十条の許可を受けている者が、この規則の施行の日以後最初に行
わなければならない当該許可に係る千葉県土砂等の埋立て等によ
る土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第九
条第一項の土砂等の量等の報告、第十条第一項の地質検査、第十
一条第一項の水質検査及び第十二条第一項の地質検査等の報告につ
いては、改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定にかかわらず、な
お従前の例による。

附 則（平成十九年九月二十八日規則第八十九号）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第二十五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第四十五号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日規則第十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第
三条第一項第一号の改正規定、別表第一セレンの項及びほう素の
項の改正規定並びに別記第四号様式及び第十三号様式の改正規定
は公布の日から、同表の備考に加える改正規定は同年七月一日か
ら施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（別記第
四号様式及び第十三号様式を除く。）の規定により調製した用紙は、
この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用

することができる。

附 則（平成二十五年三月八日規則第十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年九月三十日規則第五十五号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四第十八号及び第十九号の改正規定 公布の日

二 別表第四の改正規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）平成二十七年四月二日

三 別表第四第二号の改正規定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行の日

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三条第一項第一号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の許可（条例第十三条第一項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第十五条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入さ

れるものに限る。)についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第十五条の規定による届出(当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成二十九年九月三十日までのものに限る。)を行う場合であつて、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)別表第一の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があつたとき(施行日前に、同条第一号若しくは第四号の規定による承認又は同条第二号の規定による証明があつたときを含む。)における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前三項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第十七条第二項、条例第二十条第五項、条例第二十一条第四項及び条例第二十一条の二第四項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第一の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法

ふっ素	検液一リットルにつき〇・八ミリグラム以下	規格三十四・一若しくは三十四・四に定める方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
ン一・四―ジオキサ	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法

備考

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
 - 二 公共事業（条例第十條第一号に規定する公共事業をいう。）のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て後に地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液一リットルにつき0・0三ミリグラム、二・四ミリグラム及び三ミリグラムとする。
 - 三 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 四 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
 - 五 六価クロムの項目については、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇・七の七に定める操作を行うものとする。
 - 六 工業規格K〇一七〇・七の七に定める操作を行うものとする。
- クロマトグラフ法で妨害となる物質が共存する場合にあつては、当該方法と併せて規格三十四・一に定める蒸留操作を行うものとする。この場合において、当該蒸留操作は、平成三年環境庁告示第四十六号の例によるものとする。

別表第二.....通常の埋立ての際の構造基準（別表第四を除く）

- 一 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 二 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 三 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に關する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第九号）別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
		その他	十メートル以下	
その他	その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	五メートル以下	安全が確保されるこう配

- 四 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条から第十条までの規定に適合すること。
- 五 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 六 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 七 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 八 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

注1 参考条文が掲示されているので参照にして区分すること

注2 建設発生土以外の土砂で泥土以外のもの

注3 第四種建設発生土及び浚渫土並びに泥土

注4 参考条文が掲示されている

・施工中、締め固め等を随時実施

別表第三・・・・・・一時たい積特定事業の場合の構造

一 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の上欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該下欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

五千平方メートル未満	四メートル以上
五千平方メートル以上一ヘクタール未満	六メートル以上
一ヘクタール以上三ヘクタール未満	十メートル以上
三ヘクタール以上五ヘクタール未満	十四メートル以上
五ヘクタール以上十ヘクタール未満	十八メートル以上
十ヘクタール以上十五ヘクタール未満	二十四メートル以上
十五ヘクタール以上二十ヘクタール未満	二十七メートル以上
二十ヘクタール以上	三十メートル以上

二 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が五メートル以下であること。

三 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上のこう配であること。

別表第四（第六条） 構造等については、以下の法令等の許認可等が優先する。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条第一項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三十九条第一項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二の規定による許可を要する開発行為並びに同法第三十一条、第三十条第二項及び第四十四条において準用する第三十四条第二項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 七 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第三十一条第一項の規定による道路の占用の許可及び同法第九十一条第一項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 十 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 十一 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第三項の規定による特別地域内及び第二十一条第三項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 十二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 十三 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条の規定による許可を要する宅地造成

- 十四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を要する開発行為
- 十六 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 十八 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 十九 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 二十 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 二十二 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 二十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 二十四 千葉県風致地区条例（昭和四十五年千葉県条例第六号）第二条第一項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 二十五 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 二十六 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為